

○御殿場市議会議員政治倫理条例

令和元年6月6日
条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、御殿場市議会議員(以下「議員」という。)が、議員活動を行う際に遵守すべき行動基準(以下「政治倫理基準」という。)を定めることにより、議員が市民から信頼される基盤を作り、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民の代表者として求められる人格と倫理を自覚し、政治家の良心と責任感をもって政治活動を行い、市民の信頼を損ねることがないように努めなければならない。

2 議員は、政治倫理について常に真摯かつ誠実に自らの責任を明確にし、市民に対して説明責任を果たさなければならない。

(政治倫理の宣誓等)

第3条 議員は、その任期の開始の日以後、政治倫理に関する研修を受け、この条例を遵守する旨の宣誓を行うものとする。

2 前項に規定する宣誓は、宣誓書を議長に提出することにより行う。

(政治倫理の基準)

第4条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 市民の代表者として、また、公職にある者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれる行為をしないこと。

(2) 公職にある者としての発言又は情報発信(議会報告会、チラシ、ウェブサイト等)において、他人の名誉を毀損し、人格を損なう一切の行為をしないこと。また、第三者をして同様の行為をさせないこと。

(3) 政治活動に関し、個人、企業、団体等に対して、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附行為をしないこと。また、その地位を利用して、公正を疑われるような金品、飲食等の授受等をしないこと。

(4) 市が行う許認可又は請負その他の契約に関し、特定の個人、企業、団体等のために有利となるような斡旋等の働きかけをしないこと。

(5) 市の職員の採用、昇任、異動等の人事に関し、不当な関与をしないこと。

(6) 市の職員の公正な職務執行を妨げ、又はその職権を不正に行使するよう働きかけをしないこと。

(7) その地位を利用した嫌がらせ、強制、又は不当に圧力をかける行為をしないこと。

(8) 差別的な取り扱い又は言動、虐待、性的な言動、名誉又は社会的信用を低下させる目的でその者を誹謗中傷する言動その他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

(審査の請求手続)

第5条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第18条に規定する当市に選挙権を有する者(以下「有権者」という。)は、議員が第2条第2項及び前条の規定に違反する疑いがあると認められるときは、当該疑いがあることを証する資料等(以下「疎明資料等」という。)を添え、次に掲げる連署をもって、議長に対し、審査の請求(以下「審査請求」という。)をすることができる。

(1) 市民にあっては有権者の総数の150分の1以上の者の連署

(2) 議員にあっては議員定数の8分の1以上の者の連署

2 前項第2号において連署する議員は、2以上の異なる会派(所属議員が1人の場合も会派とみなす。)に属する者で構成されていなければならない。

3 第1項に規定する審査請求は、当該請求に係る行為のあった日から起算して1年以内に行わなければならない。ただし、特別な事情があると認められるときは、この限りでない。

(審査会の設置等)

第6条 議長は、前条に規定する審査請求が適当であると認めるときは、速やかに議会運営委員会(御殿場市議会委員会条例(平成3年御殿場市条例第59号。以下「委員会条例」という。)第4条に規定する委員会をいう。)に報告し、当該請求を受理した日から1月以内に、議会に御殿場市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置し、当該事案について審査を付託するものとする。

2 議長は、前項の規定により審査会を設置したときは、速やかに前条の規定により審査請求を行った者(以下「審査請求者」という。)及び審査の対象となった議員(以下「審査対象議員」という。)に対し、その旨を通知するものとする。

3 審査会の委員は7人以内とし、議長が公正を期して議員のうちから指名する。ただし、審査請求を行った議員及び審査対象議員は委員となることはできない。

4 委員の任期は、当該審査が終了し、審査結果を議会に報告した日までとする。

(審査会による審査)

第7条 審査会は、第2条第2項及び第4条に違反する行為の存否について調査し、審査対象議員に対する措置を審査する。

(審査会の会議)

第8条 審査会の会議は、委員長の選任その他審査会の運営に関する事項について、委員会条例第8条から第20条までの規定及び第22条の規定を準用する。

- 2 審査会は、審査に必要と認めるときは、有識者等に対し、会議への出席を求め、意見を聴取することができる。
- 3 審査請求者及び審査対象議員は、審査会から会議への出席要請、審査に必要な資料の提出その他の協力を求められたときは、これに従い、かつ、誠実に対応しなければならない。
- 4 審査対象議員は、審査会に対し口頭又は書面をもって弁明する機会を請求することができる。
- 5 審査会は、前項の規定による請求があったときは、当該議員に対し、弁明の機会を与えなければならない。
- 6 委員は審査において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 委員は、公平、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。
- 8 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。
(審査結果の報告及び通知)

第9条 審査会の委員長は、審査が終了したときは、速やかに審査結果を書面にて議長に提出するとともに、議会に報告しなければならない。

- 2 議長は、前項の規定により審査会から審査結果の報告を受けたときは、審査請求者及び審査対象議員に対して審査結果を通知しなければならない。
(意見書の提出)

第10条 審査対象議員は、前条第2項の規定による通知を受けたときは、審査結果について、当該通知のあった日の翌日から起算して2週間以内に、議長に対して意見書を提出することができる。
(審査結果等の公表)

第11条 議長は、審査の結果を公表しなければならない。この場合において、前条の規定による意見書の提出があったときは、当該意見書の全部又はその一部を公表するものとする。
(議会の措置)

第12条 議会は、審査会から受けた報告事項を尊重し、議会の品位を保持し、市民の信頼を回復するために必要と認める措置を講ずるものとする。

- 2 議長は、議会が前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。
(委任)

第13条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和元年6月6日から施行する。